

総合環境センター排出水等分析業務委託に係る仕様書

(本仕様書の適用範囲)

第1条 本仕様書は、「総合環境センター排出水等分析業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

(本業務の目的)

第2条 本業務は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第14条および廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条の3第5項の規定に基づき、総合環境センターの排出水等の分析を行うとともに、処理施設の機能および現況を把握し、周辺の環境保全対策や施設整備の基礎資料とする目的とする。

(試料の採取場所)

第3条 本業務における試料の採取は、秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝地内にある総合環境センターの別添図面により示した場所とする。

(履行期間)

第4条 本業務の履行期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(成果品)

第5条 本業務の成果品は、次によるものとする。

(1) 分析結果の報告書（A4版を各回の分析毎に1部）

ア 定期分析（年1回実施分） 年1部

イ 追加分析（鉛） 年5部（定期分析分を除く。）

ウ 追加分析（セレン） 年11部（定期分析分を除く。）

(2) すべての分析業務完了後、各回の報告書を整理した業務報告書2部 およびその電子ファイル（PDF形式）1部

(法令の遵守)

第6条 受託者は、本業務を実施するに当たり、各種の関係法令等を遵守しなければならない。

(費用の負担)

第7条 本業務における試料採取および分析等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

(再委託)

第8条 本業務における第三者への再委託については、禁止とする。

(検査)

第9条 受託者は、本業務の完了後、所定の手続を経て発注者の検査を受けるものとする。この場合において、成果品の納品後、記入漏れ、不備又は誤りが発見されたときは、受託者は、直ちに責任をもって訂正の上、

再提出するものとする。

2 本業務は、検査合格をもって完了とする。

(機密の保持)

第10条 受託者は、本業務の遂行上知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。本契約期間満了後においても、同様とする。

(業務の遂行)

第11条 受託者は、業務委託契約書および本仕様書に基づき本業務を遂行しなければならない。

(実施時期および数量等)

第12条 本業務における各回の実施時期については、施設の運転状況を確認した上で、発注者が事前に選定するものとし、数量については、別紙「分析項目一覧表」のとおりとする。

(試料採取および分析の方法)

第13条 本業務における試料採取および分析の方法については、関係法令に定める方法とし、特に定めのない事項については、日本産業規格（JIS）および環境省が定めるマニュアル等に準ずるものとする。

(調査結果の記録および報告)

第14条 受託者は、次の事項を記録し、各回の分析終了後、結果を書面で発注者に報告するものとする。

- (1) 採取時における排出水の状態等
- (2) 分析の結果
- (3) その他、特記事項等

(安全対策)

第15条 受託者は、本業務実施中における安全確保のため、事前に試料の採取者等へ次の注意事項を踏まえた適切な指示を行うとともに作業場所に応じた保護具等の着用を徹底させること。

- (1) 一部の試料採取場所における単独作業の実施は、危険であること。
- (2) 試料採取場所は、ヘルメット、防護マスクおよび手袋等の保護具を装着するべき場所が多いこと。

(協議)

第16条 本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた事項については、発注者、受託者双方で協議し、決定するものとする。

分析項目一覧表

項目	検体数									計	
		法定検査			追加分			自主検査			
		末端	排水	地下水	末端	排水	浸出水	浸出水	地下水		
健 康 項 目	カドミウム及びその化合物（地下水：アルキル水銀）	1	3	2				4	1	11	
	シアン化合物（地下水：全シアン）	1	3	2				4	1	11	
	有機燐	1	3					4		8	
	鉛及びその化合物（地下水：鉛）（※）	1	3	2	5			4	1	16	
	六価クロム化合物（地下水：六価クロム）	1	3	2				4	1	11	
	砒素及びその化合物（地下水：砒素）	1	3	2				4	1	11	
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物（地下水：総水銀）	1	3	2				4	1	11	
	アルキル水銀化合物（地下水：アルキル水銀）	1	3	2				4	1	11	
	P C B	1	3	2				4	1	11	
	クロロエチレン（塩化ビニルモノマー）			2					1	3	
	トリクロロエチレン	1	3	2				4	1	11	
	テトラクロロエチレン	1	3	2				4	1	11	
	四塩化炭素	1	3	2				4	1	11	
	1, 1, 1-トリクロロエタン	1	3	2				4	1	11	
	1, 1, 2-トリクロロエタン	1	3	2				4	1	11	
	ジクロロメタン	1	3	2				4	1	11	
	1, 2-ジクロロエタン	1	3	2				4	1	11	
	1, 1-ジクロロエチレン	1	3	2				4	1	11	
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	1	3					4		8	
	1, 2-ジクロロエチレン			2					1	3	
	1, 3-ジクロロプロペン	1	3	2				4	1	11	
	ベンゼン	1	3	2				4	1	11	
	チウラム	1	3	2				4	1	11	
	シマジン	1	3	2				4	1	11	
	チオベンカルブ	1	3	2				4	1	11	
	1, 4-ジオキサン	1	3	2					1	7	
	セレン及びその化合物（地下水：セレン）	1	3	2		11	11	4	1	33	
	ホウ素	1	3	2				4	1	11	
	フッ素	1	3	2				4	1	11	
	アンモニア・アンモニウム化合物・亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1	3	2				4	1	11	
一般 項目	フェノール類含有量	1	3					4		8	
	銅含有量	1	3					4		8	
	亜鉛含有量	1	3					4		8	
	溶解性鉄含有量	1	3					4		8	
	溶解性マンガン含有量	1	3					4		8	
	クロム含有量	1	3					4		8	
	ノルマルヘキサン抽出物質(鉱油類)	1	3					4		8	
	ノルマルヘキサン抽出物質(動植物油脂類)	1	3					4		8	

(※) 追加分は、年1回実施する定期分析以外の月に実施する検体数を示す。

【検体詳細】

項目	検体詳細	備 考
末端	末端放流水	鉛については1回/2か月(計年6回) その他については年1回(7月又は8月)
排水	排水処理施設放流水	
	排水放流水(1)…高度処理排水放流水	セレンについては毎月実施(年12回/年) その他については年1回(7月又は8月)
	" (2)…除鉄処理排水放流水	年1回(7月又は8月)
	" (3)…溶融施設無機排水放流水	年1回(7月又は8月)
浸出水	埋立浸出水	
	浸出水(1)…新設埋立浸出水	年1回(7月又は8月)
	" (2)…既設埋立浸出水	年1回(7月又は8月)
	" (3)…飛灰埋立浸出水	セレンについては毎月実施(年12回/年) その他については年1回(7月又は8月)
	" (4)…不燃埋立浸出水	年1回(7月又は8月)
地下水	周縁地下水	
	地下水(1)…健康センター「ラウンド」地下水	年1回(7月又は8月)
	" (2)…排水処理施設脇地下水	年1回(7月又は8月)
	" (3)…粘土層上部地下水	年1回(7月又は8月)

各検体採取地点については添付図面を参照